

# 東京都最低賃金のお知らせ

令和5年10月1日から  
東京都最低賃金が  
かわりました！



## 時間額

# 1,113円

前年比  
41円  
UP

東京で働くすべての労働者に適用されます

## 最低賃金制度って何？

働くすべての人に、  
賃金の最低額（最低賃金）を  
保障する制度です。  
年齢やパート・学生アルバイトなどの  
働き方にかかわらず、  
すべての労働者に適用されます。



○最低賃金に関するお問い合わせは

東京労働局賃金課最低賃金係 (☎: 03-3512-1614)

または、江戸川労働基準監督署 (☎: 03-6681-8212)

# 最低賃金制度って何？



働くすべての人に、  
賃金の最低額（最低賃金）を  
保障する制度です。

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方にかかわらず、  
すべての労働者に適用されます。

確認方法は？ (※1) 確認したい賃金を時間額にして、  
最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

## 最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と東京都最低賃金を書き込んでみましょう(※2)

1 時間給の場合	<table border="1"><tr><td>時間給</td><td>最低賃金額 (時間額)</td></tr><tr><td><input type="text"/></td><td><input type="text"/></td></tr></table> $\geq$	時間給	最低賃金額 (時間額)	<input type="text"/>	<input type="text"/>				
時間給	最低賃金額 (時間額)								
<input type="text"/>	<input type="text"/>								
2 日給の場合	<table border="1"><tr><td>日給</td><td>1日の平均所定労働時間</td><td>時間額</td><td>最低賃金額 (時間額)</td></tr><tr><td><input type="text"/></td><td><input type="text"/></td><td><input type="text"/></td><td><input type="text"/></td></tr></table> $\div$ $=$ $\geq$	日給	1日の平均所定労働時間	時間額	最低賃金額 (時間額)	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
日給	1日の平均所定労働時間	時間額	最低賃金額 (時間額)						
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>						
3 月給の場合	<table border="1"><tr><td>月給</td><td>1か月の平均所定労働時間</td><td>時間額</td><td>最低賃金額 (時間額)</td></tr><tr><td><input type="text"/></td><td><input type="text"/></td><td><input type="text"/></td><td><input type="text"/></td></tr></table> $\div$ $=$ $\geq$	月給	1か月の平均所定労働時間	時間額	最低賃金額 (時間額)	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
月給	1か月の平均所定労働時間	時間額	最低賃金額 (時間額)						
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>						

4 上記1,2,3が  
組み合わさっている場合 例えば、基本給が日給で、  
各手当（職務手当など）が  
月給の場合

① 基本給（日給）→ 2の計算で時間額を出す  
② 各手当（月給）→ 3の計算で時間額を出す  
③ ①と②を合計した額  $\geq$  最低賃金額（時間額）

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。  
① 随時に支払われる賃金（結婚手当など）② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）  
④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算を超える部分（深夜割増賃金など）⑥ 精進金手当、通勤手当および家族手当  
(※2) 詳細な計算方法や歩合給の場合の計算方法などは東京労働局賃金課または最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

## 使用者も、労働者も、必ず確認！最低賃金！！

中小企業事業主の皆様へ

賃金の引き上げを支援します！

業務改善  
助成金

「業務改善助成金」は、生産性向上のための設備投資などを行って事業場内の最低賃金を30円以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成する制度です。支給対象者と支給要件、助成金は一定条件があります。

詳しくは、[こちら](#)

業務改善助成金 [検索](#)



専門家による無料相談を  
実施しています。

賃金引上げにお悩みの方は、働き方改革推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、[こちら](#)

働き方改革推進支援センター [検索](#)

